

高崎市指令企画調整課第 号

住 所
氏 名

高 崎 市 移 住 支 援 金 支 給 決 定 通 知 書

年 月 日付の高崎市移住支援金支給申請書に対して、次のとおり支援金の支給をすることに決定をいたしましたので、高崎市移住支援金支給要綱第4条の規定に基づき通知します。

年 月 日

高崎市長 富岡 賢治

支給決定額	円
支給の条件	<p>(1) 高崎市は、高崎市移住支援金支給要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額 ・申請日から3年未満に高崎市以外の市区町村に転出した場合：全額 ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合：全額 ・移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額 ・申請日から3年以上5年以内に高崎市以外の市区町村に転出した場合：半額 <p>(2) 高崎市は、高崎市移住支援金支給要綱の規定に基づき、高崎市移住支援金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、支給の条件（1）に定める返還請求を行う場合があります。</p> <p>(3) 交付の目的に反するときは、交付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。</p> <p>(4) この交付金に係る収支その他交付金に関する事項を明らかにする書類等を備え付け、5年間保管しておいてください。</p> <p>(5) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。</p> <p>(6) この交付申請した内容及びこの交付決定による交付条件のほか、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）の規定を遵守しなければなりません。</p>

備考	<p>(1) 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について</p> <ul style="list-style-type: none">・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。 <p>(2) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について</p> <ul style="list-style-type: none">・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。
----	--

管理コード	
-------	--